

第21回山陽小野田市都市計画審議会議案

と き 令和5年10月16日(月)午後2時

ところ 山陽小野田市役所大会議室(本庁舎3階)

議案第1号

山 都 第 2 2 9 8 号
令和5年(2023年)10月16日

山陽小野田市都市計画審議会会長 様

山陽小野田市長 藤田 剛二



山陽小野田都市計画区域内における特殊建築物の位置について（諮問）

山陽小野田都市計画区域内における特殊建築物（一般廃棄物処理施設）の敷地の位置について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物（一般廃棄物処理施設）の位置等の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 地名地番 | 山口県山陽小野田市大字西高泊字西縄地 1671 番 1 他 |
| (2) 用途地域 | 指定なし |
| (3) 防火地域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 建築基準法第22条区域 |

2	設置者	山口県山陽小野田市大字西高泊 1980 番地 株式会社晃栄 代表取締役 井上 雄治
3	用途	一般・産業廃棄物処理施設
4	敷地面積	3,503.24 m ²
5	建築面積	409.50 m ²
6	延べ面積	384.00 m ²
7	建物概要	鉄骨造平屋建て
8	処理能力	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類の破砕処理施設： 116.05 t /日

9 周囲の状況

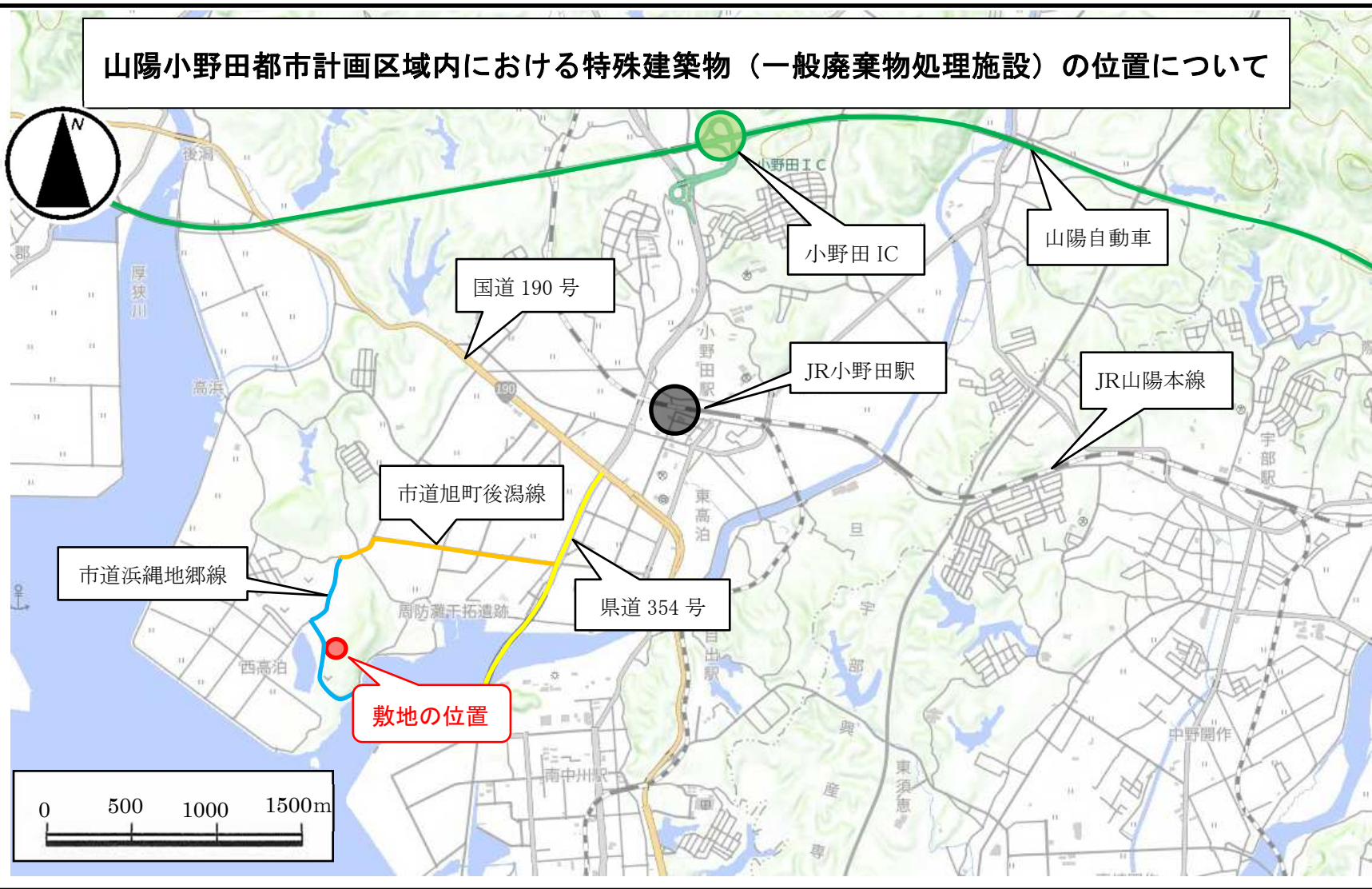
当該施設の敷地は、JR 山陽本線 小野田駅から南西側に直線距離で約 2.8 キロメートル、山陽自動車道「小野田インター」から南西側に約 3.5 キロメートルの距離に位置し、周囲は山林に囲まれた場所にあります。

10 諮問の理由

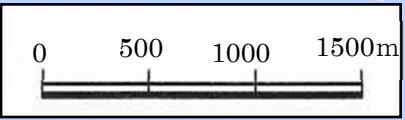
当該施設は、廃プラスチック類、木くず、がれき類等の破砕処理を行う一般・産業廃棄物処理施設です。破砕処理されたものは、発電用石炭ボイラーの石炭代替燃料としてサーマルリサイクルする等、再資源化され、循環型社会の形成に資するものです。

この施設は、建築基準法第 51 条に規定する特殊建築物（一般廃棄物処理施設）に該当し、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでないことから、同条ただし書きの規定を適用しようとするものです。

山陽小野田都市計画区域内における特殊建築物（一般廃棄物処理施設）の位置について



敷地の位置



国道 190 号

小野田 IC

山陽自動車

JR小野田駅

JR山陽本線

市道旭町後潟線

県道 354 号

市道浜縄地郷線

0 500 1000 1500m

山陽小野田都市計画区域内における特殊建築物（一般廃棄物処理施設）の位置について



銚晃栄本社
敷地内通路

直近の民家
約140m

銚晃栄 本社

敷地の位置

市道浜縄地郷線

敷地の位置

敷地は、市道浜縄地郷線に接しており、
周囲は山林に囲まれています

